

第1編 衆議院小選挙区選出議員  
補欠選挙（福岡県第6区）

# 第1章 衆議院小選挙区選出議員 補欠選挙（福岡県第6区）

## 1 選挙長及び同職務代理者

選 挙 長		選挙長職務代理人	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
宗像市日の里7丁目3番地3	井 上 透	久留米市上津町2228番地570	吉 村 良 介

## 2 立候補者に関する調

届出順位	届出年月日	候補者 届出政党 の名称	候補者					
			ふりがな 氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業
1	平成14年 10月15日	日本共産党	まる ばやし ひで ひこ 丸 林 秀 彦	男	福岡県八女市 大字本町264番地	福岡県久留米市 青峰3丁目13番 2211号	昭和16年 11月 7日 (満 60歳)	政党役員
2	平成14年 10月15日	民主党	こ が いっせい 古 賀 一 成	男	福岡県柳川市 大字坂本町11番 地10	福岡県久留米市 櫛原町99番地11 サングレート櫛原1307号	昭和22年 7月30日 (満 55歳)	政党役員
3	平成14年 10月15日	自由民主党	りゅうぞう あらまき 隆 三	男	福岡県三潴郡 城島町大字城島 242番地1	福岡県久留米市 東町31番地34	昭和47年 10月27日 (満 30歳)	団体役員
4	平成14年 10月15日	本人届出	のぶ よしたか	男	福岡県八女市 大字室岡288番地	福岡県久留米市 津福今町399番地 5	昭和48年 8月 2日 (満 29歳)	無職

## 3 当選人に関する調

当選年月日	当選告示年月日	当選証書交付年月日	得票数	氏名	候補者届出政党の名称	住所	職業	生年月日
平成14年 10月29日	平成14年 10月29日	平成14年 10月29日	84,740	荒巻 隆三	自由民主党	福岡県久留米市 東町31番地34	団体役員	昭和47年 10月27日 (満 30歳)

平成14年10月27日執行

衆議院小選挙区選出  
議員補欠選挙  
(福岡県第6区)

## 選挙公報

投票日10月27日

福岡県選挙管理委員会



ふるさとには、この人がいる。



よじこれた政治、  
こまかし改革はもつらいらない。

古賀一成  
(55歳)  
いっせい  
が



日本共産党公認  
丸林秀彦  
まる  
ばやし  
ひで  
ひこ

- 人間中心主義へ、教育の大再編。
- 国民と次世代のための経済政策。
- 日本農業を再生し、食べもの安心を守りたい。
- 生活保護問題。
- 田舎の海をよみがえらせる。
- 新しい活路を開いて、政権交代。

「地域」のことは「地図」で決めましょう。  
中央集権、役人仕事、旅議員、おぼき政治が政治腐敗らせ、改革を先送りにしています。  
ボーブと掛け声だけの構造改革では、もう間に合いません。  
私は國や地方の行政のあり方を根本から見直し、伸びやかに「地方主権」にこの国のかた  
ちを大転換させ、「最後」の「政治的感覚」を絶ゆない、スピードある改革を図ります。

## ●人間中心主義へ、教育の大再編。

我が國には常に一千四百兆円もある国民の預貯金があります。これらは効率化・画一化に導かれた教育の原因です。また、子育ての環境が整っているとも到底思えません。資源もなく国土のせまい日本こそ財産です。私はこれまで「レバ」と端っこでの教育から、いろんな人間がひのびて学べる「ヒトが資本」の教育を実現します。

## ●国民と次世代のための経済政策。

今の子供たちには夢もなく、学力・体力共に低下しています。「これは効率化・画一化に導かれた教育の原因です。また、子育ての環境が整っているとも到底思えません。資源もなく国土のせまい日本こそ財産です。私はこれまで「レバ」と端っこでの教育から、いろんな人間がひのびて学べる「ヒトが資本」の教育を実現します。

狂牛病、炭疽菌、ラベル張替えなど、食卓の安全が奢かれていました。自給率は40%を割り、農業経営が危機に瀕しています。これらの問題は農業自家の問題であるだけでなく、最も深刻なのは都市住民に広がる問題です。本来、「農業は國の大本」です。農家にやる気が蘇り、都市の住民が笑顔で食卓を囲む――かつてあったそんな日本の姿を取り戻します。

## ●田舎の海をよみがえらせる。

田舎の海から眺めた、「有明海」が今、危機的状況にあります。海苔の不作だけでなく多くの魚貝類が漁獲されています。日本の環境安全へ「赤信号」です。行政はあり得ません。そんな思いで、民主党の議員立法「有明海再生に取り組んでいます。私はリバーワークとして、「田舎の海・有明海」を取り戻します。

許せない国民負担増の自公政権  
くらし優先の新しい政治の流れを

日本  
共産党



税金の使い方をよりし・社会保障中心に  
利権・ムダな開拓にしがみつく勢力にノーを

- 諫早湾干拓の受注企業から自民・元幹事長や民主・農水省出身議員に献金
- ムネオマナーが自民・公明議員58人に
- 民主党候補「有明海に九州国際ハブ空港を」と元建設省の役人らしい発想

農業  
雇用  
経済・社会保険  
職場での無法の一掃、失業者に生活保障を  
中小企業つぶし政策の転換を  
元用保険給付期間を1年間まで延長し、臨時  
のつなぎ就業の場を自治体がつくる  
米価暴落に歯止めをかけ、最低価格の  
保障を。野菜など輸入急増を抑える  
●アメリカのイラク攻撃・有事法制度に対する  
拉致問題の全容説明を

①社会保険での3兆円負担増の中止を  
②国民や中小企業への増税に反対  
③「不良債権処理」の名による

## 自公政権の

## 国民負担増おしつける計画(来年度)

- 社会保障の大改悪 3兆2400億円負担増
- 医療費・本人負担が2割から3割に、さらに保険料の値上げ
- 介護保険…保険料平均10%引き上げ
- 年金給付額を引き下げ、雇用保険率引き上げ

## 国民・中小企業へ大増税

- 所得税・住民税の増税・配偶者特別控除、特定扶養控除の縮小、廃止など5千億円増税
- 9割以上の中小企業が増税になる外形標準課税を導入(赤字でも1社179万円の増税)

## ふるさと(6区)に住む、わたしたちで 筑後川流域の未来をつくろう! 流域の自然や文化に根ざしたまちづくり



衆議院議員候補者（久留米出身）

## のぶよしたか

(29歳)

今、この「ふるさと」から、「日本」を変えよう!

「モノ」から、「コト」の時代へ、世界中が今、大きな混乱の真っただ中になります。こんな変革期だからこそ私たち、原点にかえり、「ふるさと」を見直すことから始めなくてはなりません。活力ある地域なくして、誇りある国はありません。行動すべき時に行動し、この「ふるさと」筑後から「日本」を変えたいと考えます。

### 地域の課題

#### ● 地方分権を通しての地域活性化。

地盤にはその地域に特有の文化があり、この地域独自の資源を活用する気力をつけます。

#### ● 文化技術を活かした「モノ」づくり。

地域の伝統産業が握っています。いのちやかな心、もともと持っていた伝統産業の文化を活かして、新しい価値をつくり出します。

#### ● 地域活性化、地元の農産物を、地元で消費する。

地元の農産物から消費まで、自分たちが生産する生活をめぐらすことを通じて、つながりをつけています。

#### ● 医療と福祉と不特定ワーケーク。

施設運営を通じて医療福祉の充実などを一つ一つこころはめています。お年寄りや子供たちの健康を守るために活動ができます。

#### ● 食文化、テーマーングもある。

「あきりあるな」「テーマーングがある!」で始まったテーマーングは、福岡の文化を全国に情報発信できるおもてなしの大切な文化資源のひとつです。

### 私の政治信条

#### ● 誰もが安心して暮らせる国へ。

#### ● 行動すべき時に行動できる政治家。

#### ● この国の希望を語り継げ手。

#### ● よろしく、愛をこめて。

私は、(のぶよしたか)が昭和四八年八月一日、久留米市津福本町にある聖マリア病院で生まれました。明善高等学校卒業後、医学部に進学し、将来は必ず政治の道に進むことを思っていました。青山学院大学を卒業し、夢であった国会議員秘書として政治の世界に入りました。

九年間の秘書生活は、私はに政治家としての感覚を、それに耐えうる使命感を教えてくれました。

私は、政治活動の原点は、ふるさとにあります。私は、政治家として、あると思っていました。私を育んでくれた政治家を指導したいと考えます。

いたしまして、青山学院大学を卒業し、夢であった国会議員秘書として政治の世界に入りました。

明治維新は多くの若者の力で時代の扉を開きました。今がその時です。

## 明日の筑後を創造する ふるさとの政治に新風を

…発展途上中!! 私を育ててください。…



衆議院議員候補  
自由民主党公認・公明党推薦・保守党推薦・農政連推薦

## あらまき 隆三

(30歳)

皆さんとともに「進化」するあらまき隆三であつたいたいと思います。

政治の話をすると、みんなが遠ざかります。政治を身近に感じられるわけでもありません。

政治家って何をしてるの? つい聞かれたら答えられないでしまう。何も変わらなければ何も変わりません。

しかし、何もしなければ何も変わりません。

だから立ち上がりません。

開そく感が漂うる時、それが「情熱が必要です」。

「明治維新」は多くの若者の力で時代の扉を開きました。今がその時です。

明治維新は多くの若者の力で時代の扉を開きました。今がその時です。

## 5 政見放送の実施計画及び放送に関する調

### 1 政見放送の実施放送局及び回数について

候補者届出政党が政見放送を行うことができる放送局及びその放送局で行うことができる政見放送の回数は次のとおりです。

実施放送局	放送回数	
	テレビ	ラジオ
N H K 福岡放送局	1回	1回
T V Q 九州放送	1回	△
九州朝日放送	1回	△

### 2 政見放送の実施時間について

政見放送を行う時間は、候補者届出政党1団体について1回につき9分以内です。

なお、日本放送協会において、テレビ及びラジオによる単独の経験放送が候補者1人につき1回について30秒以内で、ラジオ放送によりおおむね10回、テレビジョン放送により1回行われます。

### 3 政見放送の申込みについて

(1) 政見放送の申込みは、候補者届出政党の代表者又はその選任する政見放送担当責任者若しくは当該政見放送担当責任者の代理人(4.(2)で述べる録音、録画の日時、場所を選択できる人でなければなりません。)が、次の申込み受付場所に出向いて行わなければなりません。

#### ① 選挙の期日の告示日に申込みをする場合

経験書(県選挙管理委員会が様式を交付します。)を添えて、次の申込み受付時間内に行ってください。

放送局	申込み受付場所及び受付時間	
N H K	久留米市城南町15-3	
T V Q	8:30~11:00	久留米市役所401会議室
K B C	11:00~17:00	久留米市選挙管理委員会室

#### ② 選挙の期日の告示の前に申込みをする場合

供託したことを証する書面(供託証明書)を提示して、次に掲げる申込み受付時間内に行ってください。

なお、この場合には、経験書も同時に実施放送局に提出してください。

放送局	申込み受付場所	申込み受付時間
N H K	福岡市中央区六本松 1-1-10 N H K 福岡放送局 1 階ロビー	月～金 10時～16時 土 10時～12時 日・祝日は行いません
T V Q	福岡市博多区住吉 2-3-1 T V Q 九州放送報道部	月～金 10時～16時 土・日・祝日は行いません
K B C	福岡市中央区長浜 1-1-1 九州朝日放送報道部	月～金 10時～16時 土・日・祝日は行いません

- (2) 政見放送の申込みをする際は、必ず、申込者の印鑑（政見放送担当責任者又は当該政見放送担当責任者の代理人が申込みをする際は、申込者の印鑑に加え当該政見放送担当責任者の印鑑）を持参してください。
- (3) 政見放送の申込みを行わない候補者届出政党については、政見放送を行わないことになりますので注意してください。
- (4) 候補者届出政党等の政見の録音又は録画に出席する者で次の①、②に該当する人は、政見の録音又は録画を行う場合において、あらかじめ提出された録音用原稿について実施放送局が録音した物（以下「録音物」という。）を使用することができます。
- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者で、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、音声機能若しくは言語機能の障害（以下「音声機能等の障害」という。）の程度が3級若しくは4級である者として記載されているもの又は音声機能等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第4条に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明したもの
- ② 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、同法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、音声機能等の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の第2項症から第4項症までである者として記載されているもの又は音声機能等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令（昭和38年政令第358号）第5条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明したもの

録音物を使用しようとする場合には、政見放送の申込みと同時に、候補者届出政党の政見の録音又は録画に出席する者本人が録音物使用申請書、録音用原稿及び出席証明書（それらの用紙は県選挙管理委員会にあります。）を実施放送局に提出してください。

なお、政見放送の録音及び録画を行わない実施放送局については、提出する必要はありません。

録音用原稿は、2,500字以内で作成し、固有名詞等については、ふりがなをつけてください（ふりがなは、字数に含まれません。また、句読点及び中点、（ ）、「 」などの記号も字数には含まれません。）。

#### 4 政見の録音又は録画について

##### (1) 録音又は録画の回数

政見の持込みを行わない場合に、候補者届出政党が放送局において行う録音又は録画の回数は、次のとおりです。

放送局	録音・録画の回数		備 考
	録 音	録 画	
N H K	0回	1回	録音は、録画したものを使用して行われます。
T V Q		1回	
K B C		0回	放送は、T V Qが録画したものを使用して行われます。

##### (2) 録音又は録画の日時及び場所について

録音又は録画を行う日時及び場所は、原則として政見放送の申込みの際、その受付順に、放送局があらかじめ定めた日時及び場所のうちから候補者届出政党等の代表者又はその選任する政見放送担当責任者若しくは当該政見放送担当責任者の代理人の選択により決定されます。候補者届出政党等が、正当な理由がなく、決定された録音又は録画の日時及び場所に出向かなかつたときは、政見放送は行わないことになりますので注意してください。

##### (3) 録音、録画の方法

- ① 録音又は録画を行う時間は、打合せ、化粧及びリハーサル時間を含めて60分以内です。
- ② 録音又は録画は、単独方式、対談方式のいずれか1の方式によって行われます。いずれの方式によるかは、候補者届出政党において決定し、政見放送の申込の際に録画（録音）方式届けにより届け出してください。
- ③ 録音又は録画を行う場合において、他人の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、又、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損なう言動はしないようにしてください。
- ④ 録画を行う場合においては、次の点に注意して下さい。

###### ア 服 装

通常着用する服装とし、特別の意味のある文字その他の意匠の入ったものは着用できません。また、服装の色については、政見放送はカラーで行われるので、紺、茶、グレー系統のものが適当です。

###### イ 服飾品

たすき、はちまき、腕章は着用できません。また、造花、アクセサリー等の服飾品で社会通念上相当と認められるもの以外は着用できません。

###### ウ 持込品

放送用原稿以外は認められません。放送用原稿の字数は、通常ニュースのアナウンスの場合は、9分で2,500字程度ですので参考にしてください。

## エ 化粧

放送局において原則としてテレビ用の化粧をします。放送局以外の者がする候補者（立候補予定者）の化粧については、大仰なメイキャップ、ふん装的なもの以外は差し支えありません。

- ⑤ 3(4)の録音物の使用方法等については、政見放送の録音又は録画を行う実施放送局にお尋ねください。

なお、録音物の使用は1回に限られ、2回以上に分けて使用すること等はできません。

- ⑥ 録音又は録画の本番に入ったときは、放送設備の事故その他特別の事情がある場合を除き、とりなおしは行われません。

- ⑦ 録音又は録画を行う場合において、政見放送の時間9分を超過したときは、その録音又は録画は遮断されますので注意してください。

- ⑧ 録音又は録画を終了した後においては、その内容を変更することはできません。

## 5 持込みに関する事項

- (1) 実施放送局における政見の録音又は録画を希望するか、持込みを希望するか、また、テレビ用の政見の録画を持ち込む場合には、ラジオ放送による政見放送について、ラジオ用の政見を持ち込むのか、テレビ用の政見の録画の音声をそのまま使用するのか、あるいは局録音をおこなうのかについては、候補者届出政党が選択し、政見放送申込書に明記してください。

- (2) 実施放送局に持ち込むことができる政見の種類は実施放送局における放送回数が1回であるときは1種類（正副2本）です。

- (3) 政見の持込みは申込み期日（告示の日）までに行なわれなければなりません。したがって、政見放送の申込みを行い、かつ政見の持込みを行わない候補者届出政党については、放送局における録音又は録画を行うこととなります。

また、政見の持込みはできるかぎり政見放送の申込みの時と同時（事前の申込みの場合は、その時と同時）に行ってください。

- (4) 候補者届出政党から政見が持込まれた際に、実施放送局は、当該政見が実施放送局の定める技術的基準を満たすものであるかどうかについて、技術的な審査を行います。当該政見が審査の結果実施放送局の技術的基準を満たすものとして認められない場合は、その旨当該候補者届出政党に通知するとともに、当該技術的基準を示して再提出をお願いすることとなります。申込期日までに技術的基準を満たす政見が提出されない場合には、その候補者届出政党については、実施放送局において録音又は録画を行います。

なお、実施放送局において定める技術的基準については、各実施局へお尋ねください。

- (5) 候補者届出政党が持ち込む政見は、著作権法に定める権利その他の権利の

処理が候補者届出政党において行われたものでなければなりません。

候補者届出政党においては、所定の権利処理を済ませた上で政見の持込みをお願いします。

- (6) 実施放送局は、公職選挙法第150条第1項により、持ち込まれた政見をそのまま放送しなければならず、放送のために必要な最小限の技術的作業の結果の画質・音質の変化については格別、それ以外の内容的な編集・変更は行いません。

なお、放送のために必要な最小限の技術的作業の結果の画質・音質の変化がありうることについて、候補者届出政党の同意をお願いします。また、その旨を政見提出の記載により確認させていただきます。

- (7) 持込み政見の放送の際には、実施放送局は、その直前又は直後に、当該政見が候補者届出政党から持ち込まれたものであって、実施放送局は、それをそのまま放送するものである旨の放送を行います。

## 6 各候補者届出政党の放送の日時

- (1) 各候補者届出政党の放送の日時は、選挙の期日の告示のあった日の午後6時からの小選挙区選挙の選挙公報掲載順序のくじに引き続き、福岡県選挙管理委員会が福岡県選挙管理委員会室でくじにより定めます。このくじには、候補者届出政党が立ち会うことができます。

- (2) 各候補者届出政党の放送の日時が決定した後、次の事由が生じた場合は、それにより影響を受ける全ての候補者届出政党の放送の日時が順次繰り上がることになりますので注意してください。

ア 候補者届出政党が候補者の届出を取り下げ、候補者届出政党の候補者の届出が却下され又は届出候補者が死亡し若しくは候補者届出政党の候補者の届出が取り下げられたものとみなされ、福岡県における当該候補者届出政党の届出候補者がすべてなくなった場合において、その旨の告示があったとき。

イ 候補者届出政党が正当な理由がなく定められた録音又は録画の日時、場所に出向かなかったため、当該候補者届出政党の政見放送を行わないとき。

## 7 その他

- (1) 政見放送は、定められたところに従って行ってください。もし、その定めに違反したときは、政見放送は行わないことがありますので注意してください。

- (2) 以上のほか、さらに細かい点については、県選挙管理委員会又は放送局にお尋ねください。

## 政見放送の日時及び各候補者届出政党の放送の順序

放送順序のくじの結果

くじ順位	候補者届出政党名	NHK テレビ	TVQ テレビ	NHK ラジオ
1	日本共産党	3	2	3
2	自由民主党	1	1	1
3	民主党	2	3	2
		KBC テレビ について同じ		

放送日時及び放送順序

放送時間帯	放送日	放送順序				
		10月 火	16 水	17 木	18 金	19 土

(テレビ)

NHK	7:35～8:05					
TVQ	15:00～15:30		1～3			
KBC	11:10～11:40					1～3

(ラジオ)

NHK	7:20～7:50					
						1～3

※ 「NHK」は日本放送協会、TVQ及びKBCは九州朝日放送を示す。  
 ヴィー・エーカーは福岡放送を、「TVQ」はティー・

6 投票結果に関する調

市町名	当日有権者数(e')			投票者数 (f)			棄権者数 (g)			投票率(h) =(f)/(e')			投票率順位 =投票了時刻			不在者投票者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
久留米市	85,794	98,862	184,656	38,100	46,569	84,669	47,694	52,293	99,987	44,41	47,11	45,85	11	21:24	3,686	4,366	8,052	
大川市	15,795	17,681	33,476	7,949	9,185	17,134	7,846	8,496	16,342	50,33	51,95	51,18	7	20:49	814	1,085	1,899	
小郡市	20,422	23,138	43,560	10,035	11,348	21,383	10,387	11,790	22,177	49,14	49,04	49,09	8	20:37	1,183	1,056	2,239	
吉井町	6,373	7,518	13,891	3,718	4,499	8,217	2,655	3,019	5,674	58,34	59,84	59,15	2	20:32	326	414	740	
田主丸町	7,853	9,074	16,927	4,092	4,840	8,932	3,761	4,234	7,995	52,11	53,34	52,77	5	20:39	429	560	989	
浮羽町	6,380	7,287	13,667	3,783	4,385	8,168	2,597	2,902	5,499	59,29	60,18	59,76	1	20:20	393	444	837	
※浮羽郡計	20,606	23,879	44,485	11,593	13,724	25,317	9,013	10,155	19,168	56,26	57,47	56,91	20:39	1,148	1,418	2,566		
北野町	6,446	7,354	13,800	3,297	3,886	7,183	3,149	3,468	6,617	51,15	52,84	52,05	6	20:40	242	276	518	
大刀洗町	5,564	6,383	11,947	2,592	3,072	5,664	2,972	3,311	6,283	46,59	48,13	47,41	10	20:24	220	285	505	
※三井郡計	12,010	13,737	25,747	5,889	6,958	12,847	6,121	6,779	12,900	49,03	50,65	49,90	20:40	462	561	1,023		
城島町	5,161	5,950	11,111	2,800	3,308	6,108	2,361	2,642	5,003	54,25	55,60	54,97	3	21:02	274	346	620	
大木町	5,218	6,012	11,230	2,662	2,845	5,507	2,556	3,167	5,723	51,02	47,32	49,04	9	20:38	177	207	384	
三潴町	5,926	6,654	12,580	3,138	3,658	6,796	2,788	2,996	5,784	52,95	54,97	54,02	4	20:42	244	327	571	
※三潴郡計	16,305	18,616	34,921	8,600	9,811	18,411	7,705	8,805	16,510	52,74	52,70	52,72	21:02	695	880	1,575		
※市計	122,011	139,681	261,692	56,084	67,102	123,186	65,927	72,579	138,506	45,97	48,04	47,07	21:24	5,683	6,507	12,190		
※郡計	48,921	56,232	105,153	26,082	30,493	56,575	22,839	25,739	48,578	53,31	54,23	53,80	21:02	2,305	2,859	5,164		
※合計	170,932	195,913	366,845	82,166	97,595	179,761	88,766	98,318	187,084	48,07	49,82	49,00	21:24	7,988	9,366	17,354		

## 7 候補者別得票数に関する調

衆議院福岡第6区		定数1人											開票率 %		開票確定表示	
市町名	開票率 %	1	2	3	4	(ア)	(イ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	投票者総数 (カ)+(キ)	無効投票率 % (オ)/(カ)	開票確定時刻	
		日本共産党 (政党届出)	民主党 (政党届出)	自由民主党 (政党届出)	(本人届出)	候補者得票数の合計	あん分の際切り捨てた票数	いづれの候補者に属しない票数	有効投票数 (ア)+(イ)+(エ)	無効投票数 (カ)+(オ)	投票総数 (エ)+(オ)	持ち帰り・不受理その他	投票率 % (カ)/(カ)			
久留米市	100.00	4,097	27,539	36,876	15,250	83,762	0	0	83,762	901	84,663	6	84,669	1.06	22:58 確定	
大川市	100.00	660	6,744	8,577	926	16,907	0	0	16,907	225	17,132	2	17,134	1.31	22:40 確定	
小郡市	100.00	946	7,433	10,503	2,307	21,189	0	0	21,189	194	21,383	0	21,383	0.91	22:47 確定	
吉井町	100.00	312	3,434	3,783	594	8,123	0	0	8,123	93	8,216	1	8,217	1.13	22:37 確定	
田主丸町	100.00	228	2,555	5,009	1,043	8,835	0	0	8,835	97	8,932	0	8,932	1.09	23:50 確定	
浮羽町	100.00	288	2,926	4,080	763	8,057	0	0	8,057	111	8,168	0	8,168	1.36	22:42 確定	
※浮羽郡計	100.00	828	8,915	12,872	2,400	25,015	0	0	25,015	301	25,316	1	25,317	1.19	23:50 確定	
北野町	100.00	313	2,353	3,451	976	7,093	0	0	7,093	90	7,183	0	7,183	1.25	22:17 確定	
大刀洗町	100.00	254	1,974	2,789	572	5,589	0	0	5,589	75	5,664	0	5,664	1.32	22:33 確定	
※三井郡計	100.00	567	4,327	6,240	1,548	12,682	0	0	12,682	165	12,847	0	12,847	1.28	22:33 確定	
城島町	100.00	226	1,701	3,675	467	6,069	0	0	6,069	38	6,107	1	6,108	0.62	22:58 確定	
大木町	100.00	236	2,047	2,665	498	5,446	0	0	5,446	60	5,506	1	5,507	1.09	23:05 確定	
三潴町	100.00	260	2,374	3,332	727	6,693	0	0	6,693	102	6,795	1	6,796	1.50	23:35 確定	
※三潴郡計	100.00	722	6,122	9,672	1,692	18,208	0	0	18,208	200	18,408	3	18,411	1.09	23:35 確定	
※市計	100.00	5,703	41,716	55,956	18,483	121,858	0	0	121,858	1,320	123,178	8	123,186	1.07	22:58 確定	
※郡計	100.00	2,117	19,364	28,784	5,640	55,905	0	0	55,905	666	56,571	4	56,575	1.18	23:50 確定	
※合計	100.00	7,820	61,080	84,740	24,123	177,763	0	0	177,763	1,986	179,749	12	179,761	1.10	23:50 確定	
得票率		4.40	34.36	47.67	13.57											

## 8 無効投票に関する調査

区分 市町名	1 所定の用紙を用いないもの	2 候補者ではない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	3 候補者届出要件に該当しない者又は候補者と書かれていた政党その他の政治団体の届出に係る候補者、除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属する者でなく、候補者又は候補者届出政党が一の選挙区において重ねて届け出た候補者の氏名を記載したもの	4 2人以上の候補者の氏名を記載した者の氏名を記載したもの	5 被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	6 候補者の氏名のか、他事を記載したもの	7 候補者の氏名を自書しないもの	8 候補者の記載したか否かを確認し難いもの	9 白紙投票	10 単に筆事を記載したもの	11 単に記号を記載したもの	12 名刺・紙片等を押しちめたもの	13 印鑑を押したものの	14 その他	計	
久留米市	1	56	0	7	0	11	0	0	0	529	203	94	0	0	0	901
大川市	0	15	0	0	0	1	0	44	116	47	2	0	0	0	0	225
小都市	0	3	0	0	0	0	0	3	125	43	20	0	0	0	0	194
吉井町	0	2	0	0	0	0	2	0	9	50	19	11	0	0	0	93
浮羽郡 田主丸町	0	10	0	0	0	1	0	5	49	19	13	0	0	0	0	97
浮羽町	0	7	0	0	0	3	0	26	37	16	22	0	0	0	0	111
北野町	0	3	0	1	0	0	0	1	59	18	8	0	0	0	0	90
三井郡 大刀洗町	0	1	0	0	0	1	0	1	52	20	0	0	0	0	0	75
城島町	0	10	0	0	0	1	0	0	21	6	0	0	0	0	0	38
大木町	0	4	0	1	0	0	3	0	33	19	0	0	0	0	0	60
三潴町	0	18	0	0	0	0	0	1	49	18	16	0	0	0	0	102
計	1	129	0	9	0	23	0	90	1,120	428	186	0	0	0	0	1,986

## 9 選挙運動の法定費用額及び収支報告書の要旨に関する調

- 1 選挙の種類 平成14年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（福岡県第6区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 24,615,800円
- 3 報告書の要旨

No 1

候補者氏名	荒巻 隆三	候補者届出政党	自由民主党	出納責任者氏名	藤吉 信広
第1回報告分	期間 平成14年9月19日から平成14年11月6日まで			報告書受理年月日	平成14年11月8日

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) 自由民主党 自由民主党福岡県第6選挙区支部	件 費 家 屋 費 (選挙事務所費) (集合会場費)
川原 修 会社員 草野 康成 会社員 高田 泰志 会社員 松田 優子 会社員 満川 恵子 会社員 笠 真由美 会社員 守屋 昌宣 会社員	通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雜 費
	4,271,837円 6,993,226円 6,258,621円 ) 734,605円 )
その他の寄附 その他の収入	
今 回 計 前 回 計 総 計	18,274,000円 0円 18,274,000円
	今 回 計 前 回 計 総 計
	18,608,176円 0円 18,608,176円

No 2

候補者氏名	荒巻 隆三	候補者届出政党	自由民主党	出納責任者氏名	藤吉 信広
第2回報告分	期間 平成14年11月7日から平成14年11月28日まで			報告書受理年月日	平成14年12月3日

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	件 費 家 屋 費 (選挙事務所費) (集合会場費)
	0円 0円 0円 ) 0円 )
	通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雜 費
	824,107円 0円 0円 547,050円 0円 0円 0円 0円
その他の寄附 その他の収入	
今 回 計 前 回 計 総 計	0円 18,274,000円 18,274,000円
	今 回 計 前 回 計 総 計
	1,371,157円 18,608,176円 19,979,333円

No.3

候補者氏名	吉賀一成	候補者届出政党	民主党	出納責任者氏名	廣松敏克
第1回報告分	期間 平成14年9月10日から平成14年11月11日まで			報告書受理年月日	平成14年11月11日

収入	支	出	費	
主たる寄附	人	件	費	2,687,000円
(氏名・団体名) (職業)	家	屋	費	7,173,559円
民主党		(選挙事務所費)		6,454,935円)
		(集合会場費)		718,624円)
	通	信	費	1,696,081円
	交	通	費	348,311円
	印	刷	費	2,941,300円
	広	告	費	1,641,991円
	文	具	費	357,682円
	食	糧	費	64,900円
	休	泊	費	659,470円
	その他の寄附	雜	費	290,096円
その他の収入				
今回計	今	回	計	17,860,390円
前回計	前	回	計	0円
総計	總		計	17,860,390円

No.4

候補者氏名	吉賀一成	候補者届出政党	民主党	出納責任者氏名	廣松敏克
第2回報告分	期間 平成14年11月12日から平成14年11月14日まで			報告書受理年月日	平成14年11月14日

収入	支	出	費	
主たる寄附	人	件	費	0円
(氏名・団体名) (職業)	家	屋	費	0円
		(選挙事務所費)		0円)
		(集合会場費)		0円)
	通	信	費	0円
	交	通	費	0円
	印	刷	費	3,000,000円
	広	告	費	0円
	文	具	費	0円
	食	糧	費	0円
	休	泊	費	0円
	その他の寄附	雜	費	0円
その他の収入				
今回計	今	回	計	3,000,000円
前回計	前	回	計	17,860,390円
総計	總		計	20,860,390円

No.5

候補者氏名	延 嘉 隆	候補者届出政党	(本人届出)	出納責任者氏名	辻 隆 資
第1回報告分	期間 平成14年9月23日から平成14年11月6日まで			報告書受理年月日	平成14年11月8日

収 入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支 出 人 家 件 事 務 所 費 (選挙事務所費)	出 件 費 屋 費 (集合会場費)	4,111,140 円 188,303 円 42,000 円 )
久富 正廣	会社役員	1,000,000 円			
上田 保治	会社役員	1,000,000 円			
平岡 修一	会社役員	1,000,000 円			
森光 栄一	会社役員	500,000 円			
橋本 安彦	会社役員	1,000,000 円			
北島 正晴	会社役員	1,000,000 円			
飯笛 実	会社役員	1,500,000 円			
金谷 永圭	会社役員	500,000 円			
中島田 正徳	会社役員	1,000,000 円			
倉田 賢治	会社役員	50,000 円			
本村 康人	会社役員	1,000,000 円			
桧枝 康秀	会社役員	300,000 円			10,817,984 円
石橋 友之祐	会社役員	100,000 円			0 円
稗島 寛	会社役員	100,000 円			10,817,984 円
坂田 太	会社役員	100,000 円			
福山 茂	会社役員	500,000 円			
二又 一郎	会社役員	1,000,000 円			
田中 正之輔	会社役員	50,000 円			
野田 清一郎	会社役員	500,000 円			
金子 康大	会社役員	1,000,000 円			
中川 崇	会社役員	300,000 円			
中川 民子	会社役員	200,000 円			
蒲池 麒一郎	会社役員	1,000,000 円			
松本 勝	会社役員	200,000 円			
橋爪 高敏	会社役員	110,000 円			
江利田 喬	税理士	50,000 円			
江利田 富子	無職	50,000 円			
高井 正照	会社役員	30,000 円			
前川 和子	会社役員	500,000 円			
古田 正夫	会社役員	100,000 円			
辻 隆資	会社役員	302,000 円			
原 順一郎	会社役員	30,000 円			
俣野 八重	会社役員	50,000 円			
鶴田 正知	会社役員	100,000 円			
延 博人	会社役員	30,000 円			
田中 一成	会社役員	500,000 円			
喜多村 浩司	会社役員	500,000 円			
			今 回 計 前 回 計 総 計		

石橋 勤一	会社役員	100,000 円
藤吉 逸子	無職	30,000 円
渡辺 重美	会社役員	50,000 円
四方田 宗任	会社役員	200,000 円
久保山 泰	会社役員	500,000 円
石橋 由美子	無職	100,000 円
川村 安正	会社役員	300,000 円
村田 豊	会社役員	50,000 円
永渕 俊毅	会社役員	30,000 円
黒田 讓	会社役員	300,000 円
喜多村 祐男	会社役員	100,000 円
その他の寄附	40 件	236,800 円
その他の収入		90,000 円
今 回 計		19,338,800 円
前 回 計		0 円
総 計		19,338,800 円

## No.6

候補者氏名	延嘉隆	候補者届出政党	(本人届出)	出納責任者氏名	辻 隆 資
第2回報告分	期間 平成14年11月7日から平成14年11月28日まで			報告書受理年月日	平成14年11月28日

収 入	支 出	
主たる寄附	人 件 費	0 円
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家 屋 費	0 円
	(選挙事務所費)	0 円 )
	(集合会場費)	0 円 )
	通 信 費	391,396 円
	交 通 費	0 円
	印 刷 費	0 円
	広 告 費	73,500 円
	文 具 費	0 円
	食 糧 費	0 円
	休 泊 費	0 円
	雜 費	0 円
その他の寄附		
その他の収入		
今 回 計	今 回 計	464,896 円
前 回 計	前 回 計	10,817,984 円
総 計	総 計	11,282,880 円

No.7

候補者氏名	丸林 秀彦	候補者届出政党	日本共産党	出納責任者氏名	中川 良輝
第1回報告分	期間 平成14年9月13日から平成14年11月7日			報告書受理年月日	平成14年11月8日

## 収入

## 主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支 入	出 費	
日本共産党筑後地区委員会		1,600,000 円	家	件 費 屋 費	180,000 円 613,256 円
阿部 昌行	自営業	180,000 円		( 選挙事務所費 )	498,176 円
渡辺 勝己	事務員	50,000 円		( 集合会場費 )	115,080 円
江上 武幸	弁護士	200,000 円	通 交 印 広 文 食 休 雜	信 通 刷 告 具 糧 泊 費 費 費 費 費 費	2,010 円 25,414 円 979,200 円 216,000 円 70,159 円 72,999 円 0 円 11,224 円
その他の寄附	205 件	166,700 円			
その他の収入					
今 回 計		2,196,700 円	今 回 計		2,170,262 円
前 回 計		0 円	前 回 計		0 円
総 計		2,196,700 円	総 計		2,170,262 円

No.8

候補者氏名	丸林 秀彦	候補者届出政党	日本共産党	出納責任者氏名	中川 良輝
第2回報告分	期間 平成14年11月8日～平成14年11月22日			報告書受理年月日	平成14年11月26日

## 収入

## 主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支 入	出 費	
日本共産党筑後地区委員会		125,000 円	家	件 費 屋 費	0 円 0 円
				( 選挙事務所費 )	0 円
				( 集合会場費 )	0 円
			通 交 印 広 文 食 休 雜	信 通 刷 告 具 糧 泊 費 費 費 費 費 費	56,910 円 0 円 0 円 0 円 0 円 0 円 0 円 33,604 円
その他の寄附					
その他の収入					
今 回 計		125,000 円	今 回 計		90,514 円
前 回 計		2,196,700 円	前 回 計		2,170,262 円
総 計		2,321,700 円	総 計		2,260,776 円

## 第2章 各種資料

## 1 委員長談話

### (告示日)

本日、衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（福岡県第6区）が告示されました。

今回の選挙は、衆議院議員の選挙に小選挙区制度が導入され、初めて福岡県で行われる補欠選挙であり、また、内外に重要な課題が山積するなか、今後の政治動向に大きな影響を与える重要な選挙であります。

選挙は民主主義の根幹をなす制度であり、その健全な発展のためには、有権者の積極的な投票参加と、選挙が明るくきれいに行われることが不可欠であります。

有権者のみなさんは、選挙のもつ重要性をよく認識され、主権者としての自覚と高い政治道義に則り、投票されるようお願いします。

最後に、政党、候補者におかれましては、自己の政策や政見を十分有権者に訴えられ、選挙のルールを厳守し、違反のない明るい選挙を実現されるよう切望します。

平成14年10月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

### (投票日)

本日は、衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（福岡県第6区）の投票日です。

選挙は私たち国民が政治に参加し、意思を表示する最も重要な機会であります。

特に今回の選挙は、衆議院議員の選挙に小選挙区制度が導入され、初めて福岡県で行われる補欠選挙であり、また、内外に重要な課題が山積するなか、今後の政治動向に大きな影響を与える重要な選挙であります。

どうか、有権者のみなさんは、この選挙の意義を十分認識され、政党や候補者の政策・政見をよく見極め、一人の棄権者もなく、積極的に投票に参加されるよう切望いたします。

平成14年10月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

## 2. 事務日程表

1 この日程表は、衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（福岡県第6区）の事務執行手続の中で、主要な事務についてその概要を記載したものである。

市町において処理すべき事務については、様式集を参考資料として添付しているので参照されたい。

2 この日程表に用いた法令名等は次のとおり省略した。

法 ..... 公職選挙法

令 ..... 公職選挙法施行令

規 ..... 公職選挙法施行規則

規 程 ..... 公職選挙法事務取扱規程

自 治 法 ..... 地方自治法

運 規 ..... 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び  
政党その他の政治団体の政治活動に関する規程

放 規 ..... 政見放送及び経歴放送実施規程

補 欠 選 挙 ..... 衆議院議員補欠選挙



月 日	曜 日	逆 算 日	県		
			処理事項		
		告 示 日 前	○委員会開催 ○補欠選挙の執行計画の決定 ○規程類の整備 ○事務分担、選挙事務の委嘱 ○啓発周知計画の決定及び実施 ○市町選挙管理委員会の事務指導（委員長・書記長会議開催） ○補欠選挙の投票用紙、封筒等の印刷発送 ○諸印刷物の作成発送 ○選挙長、同職務代理者の選任準備 ○公営の個人演説会等施設の指定報告の受理及び告示 ○ポスター掲示場設置場所の報告の受理 ○標旗、腕章等証明書類の作成 ○選挙運動に関する支出金額の制限額算定 ○各種告示案、通知案の作成 ○取締機関、報道機関との協議打合せ ○政見放送関係事務打合せ ○選挙運動用ビラ証紙の印刷 ○公営選挙運動費用関係書類の準備 ○立候補受付準備（関係証明書類の整備） ○立候補予定者説明会 ○立候補届出書類事前審査 ○線上投票の期日の決定	法6① 法161③④ 法194 令127 令109の4 令109の7 令109の8 令110の2 令110の3 令110の4 令125の3 法56	

市町			
処理事項	チェック欄	根拠法令	様式
○市町長部局の職員に対する選挙事務の委嘱又は充当等について市町長と協議		自治法180の3	
○市町の職員に対する選挙事務の委嘱及びその処理事務の指導		法273	1
○補欠選挙の執行計画並びに事務計画の決定			
○ポスター掲示場設置場所の告示及び県委員会にその写しを送付		法144の2④ 運規10の2	2 2
○投票用紙等諸印刷物の受領保管			
○不在者投票に関する事務従事者の決定及び投票記載場所等の設備		法49 令第5章	
○投票管理者、同職務代理者及び開票管理者、同職務代理者の選任準備		法37、令24 法61、令67	
○投票立会人の選任準備		法38	
○投票所入場券等必要書類の印刷		令31	
○投票箱、点字器等選挙に使用する資材器具等の点検準備			
○個人演説会等の施設の指定、報告		法161	
○個人演説会等の施設の使用予定表の作成		令118	
○個人演説会等の施設の使用に関する定め及び公表について当該施設の管理者を指導		令119②	
○選挙時登録の縦覧場所の告示（10月12日まで）		法23②	
○選挙時登録（10月14日）		法22②	
○候補者にポスター掲示場設置場所一覧表及び図面の交付		令111の2	
※ 線上投票に関する資料提供（関係市町）		法56 自治法245の4①	5
○線上投票の期日について投票管理者及び開票管理者に通知		令46②	6
○投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げ告示及び投票管理者に通知 県選管への届出		法40②	7、8 9

月 日	曜 日	逆 算 日	県		根 拠 法 令
			処 理 事 項		
10 ・ 15	火	12	衆議院議員補欠選挙期日の告示		法33の2⑧
			○選挙長及び同職務代理者の選任告示		法75③、令80
			○選挙長事務を取扱う場所の告示		
			○選挙運動に関する支出金額の制限額の告示		法196
			○選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時の告示		法76
			○選挙会の場所及び日時の告示		法78
			○立候補の受付（立候補者の告示、通知、照会及び報告）		法86 令92
			○候補者に標旗、腕章その他の証明書類を交付		
			○選挙運動開始		法129
			○選挙事務所の設置及び異動届の受付開始		法130
			○違反選挙事務所の閉鎖命令（その都度）		法134
			○出納責任者の選任届、異動届の受付開始		法180、182
			○選挙公報掲載文掲載申請の受付		法168①
			○選挙運動のために使用される事務員、専ら第141条（自動車、船舶及び拡声機の使用）の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用される者に関する届出受付開始		法197の2⑤ 令129⑦⑧
			○選挙運動用自動車の使用の契約届出書の受付開始		令109の4 規17の4
			○通常葉書作成契約届出書の受付開始		令109の7 規17の4
			○ビラ作成契約届出書の受付開始		令109の8 規17の4
			○ポスター作成契約届出書の受付開始		令110の4 規17の4
			○選挙事務所用立札、看板作成契約届出書の受付開始		令110の2 規17の4
			○自動車等取付用立札、看板作成契約届出書の受付開始		令110の3 規17の4

市 町		チェック 欄	根 抱 法 令	様 式
処 理	事 項			
○投票所の告示			法41	3、4
○投票管理者及び同職務代理者の選任告示			法37 令24、25	2
○開票の場所及び日時の告示			法64	15
○開票管理者及び同職務代理者の選任告示			法61 令67、68	14
○開票立会人決定のくじを行う場所及び日時の告示			法62⑥	16
○候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示			法175③ 運規35③	21
○不在者投票受付開始			法49、270の2 令第5章	
○公営施設使用の個人演説会等開催申出受付開始			法163	
○選挙長から通知があった候補者に関する事項を投票管理者及び開票管理者に通知（その都度）			令92②	19 20
○開票立会人届出受付開始			法62	
○違反文書図画の撤去命令（その都度）			法147、201の11	23
○選挙事務所の設置及び異動届の受付開始			法130	
○投票所入場券の配付			令31	
○投票所氏名掲示のくじ（午後5時以降）			法175③	
○不在者投票記載所内の氏名等掲示準備			法175②	

月 日	曜 日	逆 算 日	県		根 拠 法 令
			処 理 事 項		
10 · 15	火	12	○個人演説会場用立札、看板作成契約届出書の受付開始 ○自動車燃料代確認申請書の受付開始 ○通常葉書作成枚数確認申請書の受付開始 ○ビラ作成枚数確認申請書の受付開始 ○ポスター作成枚数確認申請書の受付開始 ○選挙事務所用立札、看板作成数確認申請書の受付開始 ○自動車等取付用立札、看板作成数確認申請書の受付開始 ○個人演説会場用立札、看板作成数確認申請書の受付開始 ○自動車燃料代確認書の交付 ○通常葉書作成枚数確認書の交付 ○ビラ作成枚数確認書の交付 ○ポスター作成枚数確認書の交付 ○選挙事務所用立札、看板作成数確認書の交付 ○自動車等取付用立札、看板作成数確認書の交付 ○個人演説会場用立札、看板作成数確認書の交付 ○選挙運動用ビラの証紙交付（その都度） ○選挙立会人届出受付開始（10月24日まで） ○違反文書図画の撤去命令（その都度） ○繰上投票期日の決定、告示、関係市町選挙管理委員会に通知 ○政見放送日時決定のくじ（公報掲載順序のくじに引き続き行う） ○同上のくじの結果を市町選挙管理委員会並びに政見放送実施局に通知 ○選挙公報掲載順序のくじ（午後6時）	令125の3 規17の4 令109の4 規17の5 令109の7 規17の5 令109の8 規17の5 令110の4 規17の5 令110の2 規17の5 令110の3 規17の5 令125の3 規17の5 令109の4 規17の5 令109の7 規17の5 令109の8 規17の5 令110の4 規17の5 令110の2 規17の5 令110の3 規17の5 令125の3 規17の5 法142⑦ 法76 法147、201の11 法56、令46① 放規13、14① 放規14③ 法169⑤ 運規29	

市 町		チェック 欄	根 拠 法 令	様 式
処 理	事 項			

月 日	曜 日	逆 算 日	県				根 抱 法 令
			処 理 事 項				
10 ・ 16	水	11	○選挙公報印刷校正 ○選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去命令（その都度）				法201の14②
10 ・ 17	木	10	○選挙公報の発送				
10 ・ 18	金	9					
10 ・ 19	土	8					
10 ・ 20	日	7					
10 ・ 21	月	6					
10 ・ 22	火	5					
10 ・ 23	水	4					

市 町			
処 理 事 項	チエック 欄	根 抱 法 令	様 式
○ポスター公営掲示場のポスターを掲示後法第86条第9項の規定により届出を却下し、若しくは候補者が死亡し、又は第91条若しくは第103条第4項の規定に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者に係るポスターを撤去すること。		運規10の6③  法175②  法201の14	
○不在者投票記載所内の氏名等掲示			2 3
○選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去命令（その都度）			
○公営施設使用の個人演説会等開始		法163	
○選挙公報の受領、配布		法170①	
○選挙公報の配布		法170①	
○郵便投票の投票用紙等交付請求最終日		令59の4①	
○選挙公報の配布		法170①	

月 日	曜 日	逆 算 日	県			根 抱 法 令
			処 理 事 項			
10 ・ 24	木	3	○選挙立会人届出最終日 ○選挙立会人決定のくじ			法76 法76
10 ・ 25	金	2	○線上投票期日（速報受理）			法56
10 ・ 26	土	1	○投票所設備状況調査 ○当日有権者見込数の報告受理 ○選挙運動最終日			法129
10 ・ 27	日	0	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">投 票 日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開 票 日</div> </div> ○投票所を設けた場所の入口から300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ○投票、開票状況の調査 ○投票、開票の中間及び結果の速報受理、集計、総務省に報告 ○選挙運動に関する収支報告書の受付開始			法132、134①  規程18、32  法189
10 ・ 28	月	経過 日 1	○開票結果の審査受理 ○開票結果の集計 ○選挙会の準備			規程33

市 町		チェック 欄	根 拠 法 令	様 式
処 理	事 項			
○開票立会人届出最終日			法62①	
○投票立会人の選任（2～5人）通知最終日、投票管理者及び本人に通知			法38① 令27	10、11 12
○開票立会人決定のくじ			法62②、④	
○選挙公報の配布			法170①	
○選挙公報の配布完了期限			法170①	
○線上投票期日（投票結果の速報）			法56 規程18	
○投票所及び開票所の事務従事者の事務分担決定期限 (投票管理者、開票管理者)				
○投票所入場券配布完了期限			令31①	
○投票所の設備、投票所内の氏名等の掲示			法175① 令32	
○投票所を設けた場所の入口から300メートルの区域の表示			法132	
○当日有権者見込数の報告				
○不在者投票最終日			法49 令第5章	
投票日			法132、134① 規程18	13、17
○投票所を設けた場所の入口から300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令				
○投票事務の処理、投票の中間及び結果の速報				
○投票録の作成、投票箱等を開票管理者に送致			法54、55 規程20	
○開票事務の処理、開票中間及び結果の速報並びに開票録の作成			法66、70 規程32	
○開票結果の報告（選挙長に）			規程33	18
○開票結果報告期限（持参すること）			規程33	

月 日	曜 日	経 過 日	県			根 拠 法 令
			処 理 事 項			
10 ・ 29	火	2	○選挙会開催（午前11時～） ○当選人の決定等、県選挙管理委員会に報告 ○当選人及び候補者届出政党に告知、住所、氏名等の告示 ○当選証書の付与 ○当選等に関する報告（総務大臣あて）			法80 法101① 法101② 法105 法108①
10 ・ 30	水	3	○選挙結果の整理			
11 ・ 11	月	15	○選挙運動費用に関する収支報告書の提出期限（第1回）			法189

市 町		チェック 欄	根 拠 法 令	様 式
処 理	事 項			
○選挙事務の整理、報告				

### 3 補欠選挙臨時啓発推進事業の実施について

#### 第1 重点事項

##### 1 投票期日の周知

今回の選挙は補欠選挙であり選挙区が3市8町に限られているため、選挙区内の有権者に対する投票期日等の周知については、特に地域の実情に即して有効かつ適切に実施するよう留意すること。

##### 2 投票総参加の推進

選挙は、主権者たる国民が国政に参加するもっとも重要で基本的な手段であり、投票に参加することが主権者たる国民の権利であるとともに、民主政治の健全な発展に欠くことができないものであることを周知徹底させ、有権者がこぞって投票するよう呼びかけること。

##### 3 選挙制度の周知

投票時間の2時間延長や不在者投票制度について重ねて啓発することにより、有権者が投票を円滑にできるようにすること。

#### 第2 実施事業

##### 1 福岡県が行う事業

別紙「衆議院議員補欠選挙（福岡県第6区）臨時啓発事業」のとおり。

##### 2 市町が行う事業

関係市町で効果的な事業計画を策定し、特に次の事業を重点的に実施すること。

なお、事業の実施に当たっては、啓発効果をより高めるため、なるべく当委員会と同一の標語を使用することが望ましいこと。

###### （1）広報車による巡回広報

広報車を巡回させて、投票期日の周知及び投票参加を呼びかけること。

###### （2）放送による呼びかけ

有線放送、庁内放送等により投票期日の周知及び投票参加を呼びかけること。

###### （3）広報紙等による広報

市町の広報紙（誌）等を活用し、投票期日の周知及び投票参加の呼びかけを行うこと。

###### （4）広告塔、横断幕等の掲出

広告塔、横断幕等を掲出し、投票期日の周知及び投票参加を呼びかけること。

###### （5）ポスターの掲出

ポスターの掲出を行い、投票期日の周知及び投票参加を呼びかけること。

#### 4. 臨時啓発事業の概要

事業の種類	事業の概要	実施期間	備考
1 宣伝カー等による啓発 広報	宣伝カーを製作し、広範囲にわたり広報活動を行う。	平成14年10月15日～27日	
	市町で使用する広報車用啓発テープの作成・配布。		
2 主要地域におけるイベン ト等	駅前、スーパー等において、めいすいくん(2体)とキャンペーンガール(2人)によるチラシ配布	平成14年10月26日	小郡市 大川市 田主丸町
3 懸垂幕の掲出による啓 発	選挙期日、啓発標語等を記載した懸垂幕を作成し、市町庁舎に掲出依頼。	平成14年10月15日～27日	13本
4 ポスター掲示による啓 発	選挙期日、選挙標語等を記載したポスターを作成し、市町の庁舎内、県の出先機関(久留米土木等)に掲出依頼	平成14年10月15日～27日	B1 200枚 B2 500枚 B3 1000枚
	久留米大学、久留米工業大学、福岡女学院大学、久留米信愛女学院短期大学、聖マリア学院短期大学に掲出依頼	平成14年10月15日～27日	
5 アナウンスによる啓 発	久留米駅構内及び百貨店でのアナウンス依頼。あわせて、県庁内アナウンスも実施する。	平成14年10月15日～27日	
6 県広報媒体利用による 啓発	県民情報広報課が有する媒体を活用し投票参加を呼びかける(テレビ5局・ラジオ2局、文字放送、ホームページ)。	平成14年10月15日～27日	

5 選挙当日有権者見込数に関する調

市町名	今回有権者見込数 (e)=(a)+(b)-(c)-(d)			H12総選挙 有権者 見込数 (A)	増減 (e)-(A)	選挙時登録者数 (H14.10.14)			(a)以降の 登録者数 (b)			(a)以降の 抹消者数 (c)			失格者数 (d)							
	男女別内訳					男			女			計			男			女				
	男	女	計																			
久留米市	85,794	98,862	184,656	181,105	3,551	86,067	99,053	185,120	0	1	1	145	151	296	128	41	169					
大川市	15,795	17,681	33,476	33,797	-321	15,828	17,718	33,546	0	0	0	6	10	16	27	27	54					
小郡市	20,422	23,138	43,560	41,704	1,856	20,462	23,171	43,633	0	0	0	26	26	52	14	7	21					
吉井町	6,373	7,518	13,891	13,672	219	6,387	7,529	13,916	0	0	0	5	6	11	9	5	14					
田主丸町	7,853	9,074	16,927	16,780	147	7,870	9,091	16,961	0	0	0	13	14	27	4	3	7					
浮羽町	6,380	7,287	13,667	13,694	-27	6,393	7,299	13,692	0	0	0	8	10	18	5	2	7					
※浮羽郡計	20,606	23,879	44,485	44,146	339	20,650	23,919	44,569	0	0	0	26	30	56	18	10	28					
北野町	6,446	7,354	13,800	13,587	213	6,459	7,372	13,831	0	0	0	7	11	18	6	7	13					
大刀洗町	5,564	6,383	11,947	11,675	272	5,584	6,394	11,978	0	0	0	11	8	19	9	3	12					
※三井郡計	12,010	13,737	25,747	25,262	485	12,043	13,766	25,809	0	0	0	18	19	37	15	10	25					
城島町	5,161	5,950	11,111	11,160	-49	5,175	5,959	11,134	1	0	1	6	6	12	9	3	12					
大木町	5,218	6,012	11,230	11,009	221	5,234	6,022	11,256	0	0	0	9	6	15	7	4	11					
三潴町	5,926	6,654	12,580	12,224	356	5,963	6,690	12,653	0	0	0	24	30	54	13	6	19					
※三潴郡計	16,305	18,616	34,921	34,393	528	16,372	18,671	35,043	1	0	1	39	42	81	29	13	42					
※ 市 計	122,011	139,681	261,692	256,606	5,086	122,357	139,942	262,299	0	1	1	177	187	364	169	75	244					
※ 郡 計	48,921	56,232	105,153	103,801	1,352	49,065	56,356	105,421	1	0	1	83	91	174	62	33	95					
※ 合 計	170,932	195,913	366,845	360,407	6,438	171,422	196,298	367,720	1	1	2	260	278	538	231	108	339					

## 6 選挙事務報告例による各種報告調

### (1) 開票結果に関する調

当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	届出政党 (所属団体)	新前元別	職業
	丸林 秀彦	7,820	男	60	日本共産党	新	政党役員
	古賀 一成	61,080	男	55	民主党	前	政党役員
○	あらまき 隆三	84,740	男	30	自由民主党	新	団体役員
	のぶ よしたか	24,123	男	29	(本人届出)	新	無職
法定得票数	29,627.166	供託物没収点	17,776.300	選挙運動法定費用額		24,615,800円	

### (2) 選挙人名簿登録者数に関する調

#### (イ) 選挙時登録日現在における選挙人名簿登録者数

市区町村別	市			町			合 計			
	男女別	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙人名簿 登録者数		122,357	139,942	262,299	49,065	56,356	105,421	171,422	196,298	367,720

#### (ロ) 補正登録により登録された者の数

市区町村別	市 区			町 村			合 計			
	男女別	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙人名簿 登録者数		0	1	1	1	0	1	1	1	2

備考 選挙時登録日後選挙日当日までに補正登録された者の数である。

### (3) 有権者数、投票者数及び投票率に関する調

	市部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙当日有権者数	122,011	139,681	261,692	48,921	56,232	105,153	170,932	195,913	366,845
投票者数	56,084	67,102	123,186	26,082	30,493	56,575	82,166	97,595	179,761
棄権者数	65,927	72,579	138,506	22,839	25,739	48,578	88,766	98,318	187,084
投票率 (%)	45.97	48.04	47.07	53.31	54.23	53.80	48.07	49.82	49.00

(4) 報酬支給選挙運動従事者の届出をした党派別候補者数に関する調

党派別 従事者数	自由 民主党	民主党	日本 共産党	無所属	合計
0人					0
50人未満	1	1		1	3
50人以上 100人未満					0
100人以上					0
候補者数計	1	1	1	1	4
選挙運動従事者 の総数	25	37	0	18	80

(5) 投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調

投票総数 (A)	有効投票数(B)	無効投票数(C)	無効投票率 (C/A×100) %
179,749	177,763	1,986	1.10

(6) 有効投票に関する調

法第68条の 2第1項以外 の投票数 (A)	法第68条の2第4項によって按分した投票数						いずれの 候補者に も属さな いもの (C)	合 計 (A+B+C)		
	按分した ものの総数 (B)	左記の内訳								
		氏名を記載 したもの	氏を記載し たもの	名を記載 したもの	その他	按分の際に 切捨てたも の				
177,763	0	0	0	0	0	0	0	177,763		

(7) 無効投票に関する調

区分 選挙の別	所定の用紙を用いないもの	氏と候名なる者記載したことない者もき又のなはい候者の者	をね党たな者の係そに候記てが候く届他るの該補載届一補な出の候他當者しけの者つ政事補のし届た出選又た党由者政て出もた举は旨にに、治い政の候区候の所よ除団な党補に補届属り名体かの者お者出する當、のつ届のい届がる該離届た出氏て出さる者候党出政要名重政れで補そに党件	二人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選舉權のない候補者の氏	候補者の氏名のほか他事を記載したるもの	候補者の氏名を自書しないもの
小選挙区	1	129	0	9	0	23	0

区分 選挙の別	を候補者の何人を記載したか	白紙投票	単に雜事を記載したもの	單に記号、符号を記載したもの	その他	合計
小選挙区	90	1,120	428	186	0	1,986

(8) 仮投票に関する調

区分 選挙の別	市町別	総 数	受理したもの	受理しなかったもの
小選挙区	市	0	0	0
	町	0	0	0
	計	0	0	0

(9) 点字投票に関する調

区分 選挙の別	市町別	総 数	内 訳	
			有 効	無 効
小選挙区	市	24	24	0
	町	9	9	0
	計	33	33	0

(10) 代理投票に関する調

区分 選挙の別	市町別	総 数	投票当日投票所における代理投票	
			不在者投票の代理投票	不在者投票の代理投票
小選挙区	市	378	95	283
	町	205	33	172
	計	583	128	455

(11)不在者投票用紙等の請求等に関する調

(イ)不在者投票用紙等の請求及び交付に関する調

区分	投票用紙等の請求			交付					
	直 接		郵 送	合 計	直 接	郵 送	小 計	交付を拒絶したもの	合 計
	本 人	代理 人							
選挙人の属する市町において不在者投票用紙を交付したもの	16,341 (22)	405 ( - )	684 (42)	17,430 (64)	16,663 ( - )	767 (64)	17,430 (64)	0 ( - )	17,430 (64)
指定市区町村において他市区町村の船員に不在者投票用紙を交付したもの	( - )		0 ( - )	0 0		( - )	0 0	0 ( - )	0 0

( )内は内書きで法第49条第2項(郵便投票)該当者数

(ロ)不在者投票者の事由に関する調

事 由 别	不在者投票をした者
法第49条第1項 第1号該当者	8,602
法第49条第1項 第2号該当者	6,482
法第49条第1項 第3号該当者	2,145
法第49条第1項 第4号該当者	0
法第49条第1項 第5号該当者	61
法第49条第2項 該 当 者	64
合 計	17,354
郵便投票証明書の発行件数	96

(12)船員の不在者投票に関する調

(イ)指定港における投票

投票用紙等の請求件数	同左交付枚数	投票者数
0	0	0

(ロ)船舶内における投票

投票用紙等の請求件数	同左交付枚数	投票者数
0	0	0

(13) 不在者投票の受理、不受理に関する調

市町別	投票管理者において受理と決定し、かつ、拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合計
		開票管理者において受理と決定したものの	開票管理者において不受理と決定したものの	計	
市	12,190			0	12,190
町	5,161		3	3	5,164
計	17,351	0	3	3	17,354

(14) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

選挙人の属する市区町村の選管委員長に対してなしたもの	選挙人が所在・居住する地の市区町村の選管委員長に対してなしたもの	船長に対してなしもの	病院々長、老人ホームの長、国立保養所長、援護施設又は保護施設の長に対してなしたもの	監獄の長、代用監獄の管理者に対してなしたもの	少年院の長又は婦人補導院の長に対してなしたもの	合 計
15,778	34	0	1,471	7	0	17,290

(15) 投票所及び開票所に使用した施設に関する調

区分	市区町村数	投 開 票 所 数						
		市区役所 町村役場	学校 幼稚園	公会堂	公民館	体育館 (学校附属のもの以外)	その他	計
投票所数	市	3		49		5	6	60
	町	8	1	28		3	5	38
	計	11	1	77	0	8	11	98
開票所数	市	3				3		3
	町	8	1	1		2	1	8
	計	11	1	1	0	2	1	11

(16) 繰上投票の期日別投票区数に関する調

期 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	合 計	繰上投票をした市町数
投票区数						0	

(17) 投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げに関する調

市町別	開始時刻の繰上げのみを行った投票所数	開始時刻の繰下げのみを行った投票所数	開始時刻を繰上げた投票所数	開始時刻を繰上げた投票所数	開始時刻を繰下げた投票所数	開始時刻を繰下げた投票所数	開始時刻の繰上げのみを行った投票所数	開始時刻の繰下げのみを行った投票所数	合計	投票所総数
市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60
町	0	0	0	0	0	0	1	0	1	38
計	0	0	0	0	0	0	1	0	1	98

(18) 投票箱の送致に関する調

市町別	投票の当日投票箱を開票所に送致した投票所数	投票の翌日投票箱を開票所に送致した投票所数	投票の翌々日以降に投票箱を開票所に送致した投票所数	合 計
市	60	0	0	60
町	38	0	0	38
計	98	0	0	98

(19) 開票区に関する調

市町別	区分	市町を 開票区と したもの (A)	市町の区域を二以上の開票区としたもの										町の区域を合わせて 開票区としたもの				合計 (A)+(B)+(C)
			二開票 区に分 けたもの	三 〃	四 〃	五 〃	六 〃	七 〃	八 〃	九 〃	十 以上 〃	小 計 (B)	二町 を合 わせ た	三 〃	四 〃	以上 〃	小 計 (C)
市	市数	3															3
	開票区数	3															3
町	町数	8															8
	開票区数	8															8
計	市町数	11															11
	開票区数	11															11

(20) 立会人に関する調

区分 市町別	投票立会人	開票立会人	選挙立会人
市	120	10	
町	88	24	
計	208	34	3

(21) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調

区分 市町	投票管理者				投票所事務従事者			
	投票管理者	職務代理者	臨時ご職 務を管掌 した者	合 計	市町選管 の書記	市町の職 員	その他	合 計
市	60	0	0	60	0	480	141	621
町	38	0	0	38	16	372	4	392
計	98	0	0	98	16	852	145	1,013

(22) 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調

市町別	開票管理者				開票所事務従事者			
	開票管理者	職務代理者	臨時に職務を管掌した者	合 計	市町選管の書記	市町の職員	その他	合 計
市	3			3	15	311	19	345
町	8			8	31	185	10	226
計	11			11	46	496	29	571

(23) 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調

選挙長					選挙会			
都道府県の選挙管理委員会の委員長	同左記の委員	書記長	その他	計	都道府県の選挙管理委員会の書記長及び書記	都道府県の職員	その他	計
0	1	0	0	1	5	0	1	6

(24) 選挙公報に関する調

候補者数	掲載申請候補者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			印刷所名	公報一部当たり印刷費(用紙代を含む)	公報の規格及び頁数
				印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計			
4	4	169,500	147,560	2	8	10	(株)西日本新聞印刷	6.00	タブロッド版2頁

(25) 投票記載所の氏名等の掲示に関する調

市町別	市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所数	掲示数	投票所数	掲示数
市		3	27	60
町		8	43	38
計		11	70	98
				1,025

(26) ポスター掲示場に関する調

(その1)

区分	面積 未満	1千人未満				1千人以上5千人未満				5千人以上1万人未満		1万人以上		計	
		2Km <sup>2</sup>	2Km <sup>2</sup> ～4Km <sup>2</sup>	4Km <sup>2</sup> ～8Km <sup>2</sup>	8Km <sup>2</sup> 以上	4Km <sup>2</sup> 未満	4Km <sup>2</sup> ～8Km <sup>2</sup>	8Km <sup>2</sup> 以上	4Km <sup>2</sup> 未満	4Km <sup>2</sup> 以上	4Km <sup>2</sup> 未満	4Km <sup>2</sup> 以上	4Km <sup>2</sup> 未満	4Km <sup>2</sup> 以上	
投票所数	市					28		8	3	10	11				60
	町	1	1	1	3	5		21	4		2				38
	計	1	1	1	3	33		29	7	10	13	0	0		98
掲示場設置数	市					196		64	27	80	99				466
	町	5	6	7	24	35		168	36		18				299
	計	5	6	7	24	231		232	63	80	117	0	0		765

(その2)

区分	新設した掲示場数		既存のものを再使用した掲示場数		レンタル	恒久的掲示場	計
	恒久的掲示場	恒久的掲示場以外の掲示場	恒久的掲示場	恒久的掲示場以外の掲示場			
市		466					466
町		275		8		16	299
計	0	741	8	0		16	765

(27) 投票区数及びポスター掲示場設置数に関する調

	投票区数	掲示場数	備 考
久留米市	41	318	
大川市	9	69	
小郡市	10	79	
吉井町	4	32	
田主丸町	7	57	
浮羽町	8	62	
浮羽郡計	19	151	
北野町	4	33	
大刀洗町	4	31	
三井郡計	8	64	
城島町	5	35	
大木町	3	25	
三瀬町	3	24	
三瀬郡計	11	84	
計	98	765	

(28) 個人演説会の会場及びその使用度数に関する調

(イ) 会場の数

市町別	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数		法第161条第1項第3号の市区町村の選挙管理委員会が指定した施設の数			合 計	
	学校	公民館	公 会 堂	社 寺	農業協同組合	商 工 会 議 所	その他		
市	131	7	3				40	40	181
町	37	6	4				17	17	64
計	168	13	7	0	0	0	57	57	245

(ロ) 会場使用度数

市町別	施設の使用度数						合 計	
	法第161条第1項第1号の学校及び公民館		法第161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項第3号の市区町村の選挙管理委員会が指定した施設			
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
市	3		2		16		21	0
町	6		2		4	2	12	2
計	9	0	4	0	20	2	33	2

(29) 政党演説会の開催回数に関する調

	自由民主党	民主党	共産党	合計						
政党演説会	1			1						
候補者 届出政 党数	実施放送局	申込 政党数	局録画		持込み				放送回数	
			自社録画	他社録画	自社に持ち込まれたもの	その他				
			政党数	録画数	政党数	録画数	政党数	種類数		
3	NHK	3 (3)	( )	( )			3 (3)	3 (3)		
	TVQ	3 (3)	( )	( )			3 (3)	3 (3)		
	KBC	3 (3)	( )	( )	3 (3)	1 (1)	( )	( )	3	

※ ( )内は、告示日前に申込み、局録画及び持込みをした政党数、録画数又は種類数の内数

計 9

(イ) テレビ(その1)

実施放送局	放送日時		備考
	月 日	時 間	
NHK	10月24日	7:35～8:05	
TVQ	10月17日	15:00～15:30	
KBC	10月21日	11:10～11:40	

(ロ) テジオ

候補者 届出政 党数	実施放送局	申込 政党数	局録音				持込み				放送回数	
			テジオ放送用として		その他		テジオ放送用として		その他			
			政党数	録音数	政党数	録音数	政党数	種類数	政党数	種類数		
3	NHK	3 (3)	( )	( )			2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	3	

※ ( )内は、告示日前に申込み、局録音及び持込みをした政党数、録音数又は種類数の内数

計 3

### (31) 新聞広告に関する調

(候補者分)

新聞名	広告をした候補者数	広告延回数	広告料金(1人1回分)
朝日新聞	3	3	423,360
毎日新聞	4	4	258,048
読売新聞	4	5	408,844
西日本新聞	4	8	544,320

(候補者届出政党分)

新聞名	広告をした候補者届出政党数	単位	広告料金(9.6cm×1段)
朝日新聞	2	8	211,680
毎日新聞	2	8	129,024
読売新聞	3	16	204,422
西日本新聞	3	16	272,160

### (32) 候補者届出政党のポスター検印又は証紙交付に関する調

選挙区数	検印又は証紙交付を受けた政党の数	ポスター検印又は証紙交付数			
		自民党	民主党	共産党	計
1	3	1,000	1,000	1,000	3,000

### (33) 候補者届出政党のビラ証紙交付に関する調

選挙区数	検印又は証紙交付を受けた政党の数	ビラ 検印又は証紙交付数			
		自民党	民主党	共産党	計
1	3	40,000	40,000	40,000	120,000

### (34) 入場券発行状況に関する調

区分	入場券を発行している団体数	左のうち郵送対象団体						入場券を発行していない団体数	合計
		選挙人の全部に郵送		選挙人の一部に郵送			計		
		団体数	選挙人数(A)	団体数	選挙人総数	郵送選挙人数(B)	郵送対象人數(A)+(B)		
人口10万人以上30万人未満の市	1	1	184,656				184,656		1
人口10万人未満の市	2			1	43,633	43,565	43,565		2
町 村	8	2	23,083	5	69,452	14,486	37,569		8
計	11	3	207,739	6	113,085	58,051	265,790		11

## (35) 選舉運動に関する収入及び支出に関する調

(単位：円)

候補者名	選舉運動 法定費用額	収入の部				支出の部												
		寄附	その他 の収入	計	人件費	選舉事 務所費	選舉事 務会場費	集合 会場費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	休泊費	雜費	計
丸林 秀彦	24,615,800	2,321,700	0	2,321,700	180,000	498,176	115,080	0	613,256	58,920	25,414	979,200	216,000	70,159	72,999	0	44,828	2,260,776
古賀 一成	24,615,800	20,000,000	0	20,000,000	2,687,000	6,454,935	718,624	0	7,173,559	1,696,081	348,311	5,941,300	1,641,991	357,682	64,900	659,470	290,096	20,860,390
荒巻 隆三	24,615,800	18,274,000	0	18,274,000	4,271,837	6,258,621	734,605	0	6,993,226	2,002,907	730,539	1,854,340	2,439,139	1,230,604	126,484	134,930	195,277	19,979,333
延 嘉隆	24,615,800	19,248,800	90,000	19,338,800	4,111,140	42,000	146,303	0	188,303	771,460	212,966	2,032,840	2,689,959	910,049	145,251	0	220,912	11,282,830

(36) 選挙運動用自動車の使用の公営に関する調

事項 契約の種類	一般運送契約によるもの (ア)	(ア)以外の契約によるもの				合計 (ア+オ)
		自動車の借入 (イ)	燃料供給 (ウ)	運転者の雇用 (エ)	計 (イ+ウ+エ) (オ)	
契約をした候補者数	人	3人	3人	3人		
延べ使用(従事)日数	日	36日		36日		
契約金額の総額	円	550,800円	264,204円	450,000円	1,265,004円	1,265,004円
基準額の総額	円	550,800円	264,600円	450,000円	1,265,400円	1,265,400円
請求額の総額	円	550,800円	264,204円	450,000円	1,265,004円	1,265,004円

(37) 選挙運動用通常葉書作成の公営に関する調

候補者数	3人
作成枚数	105,000枚
契約金額の総額	787,500円
基準額の総額	787,500円
請求額の総額	787,500円
平均単価	7.50円

(38) ビラ作成の公営に関する調

事項 契約回数	1回契約		計 (A)	2回契約		計 (B)	合計 (A+B)
	1回の契約による確認枚数 5万枚以下	5万枚を超えるもの		5万枚以下	5万枚以下1回5万枚を越えるものの1回		
1種類のみ作成した候補者及び枚数	人 枚	3人 210,000枚	3人 210,000枚			人 枚	3人 210,000枚
2種類を作成した候補者及び枚数	人 枚	人 枚		人 枚	人 枚	人 枚	人 枚
契約金額の総額	円	1,388,100円	1,388,100円	円	円	円	1,388,100円
基準額の総額	円	1,388,100円	1,388,100円	円	円	円	1,388,100円
請求額の総額	円	1,388,100円	1,388,100円	円	円	円	1,388,100円
平均単価	円	6.61円	6.61円	円	円	円	6.61円

(39) 選挙事務所の立札及び看板の類作成の公営に関する調

候補者数(人)	作成数	契約金額の総額(円)	基準額の総額(円)	請求額の総額(円)	平均単価(円)	選挙事務所の数(箇所)
3	9	464,328	480,492	464,328	51,592	3

(40) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類作成の公営に関する調

候補者数(人)	作成数	契約金額の総額(円)	基準額の総額(円)	請求額の総額(円)	平均単価(円)
3	12	606,576	606,576	606,576	50,548

(41) 個人演説会場の立札及び看板の類作成の公営に関する調

候補者数(人)	作成数	契約金額の総額(円)	基準額の総額(円)	請求額の総額(円)	平均単価(円)
3	15	579,315	579,315	579,315	38,621

(42) ポスター作成の公営に関する調

(その1)

候補者数(人)	契約金額の総額(円)	基準額の総額(円)	請求額の総額(円)	平均単価(円)
3	3,387,420	3,387,420	3,387,420	738

(その2)

ポスター掲示場数	765
作成枚数	4,590
単価	738



## 8 開票速報状況に関する調

現在時	区分	届出順位				候補者得票数 の合計	投票人総数	開票率
		届出政党		1 日本共産党	2 民主党			
		候補者氏名	古林 秀彦	自由民主党 あらまき 隆三	(本人届出) のぶ よしたか			
1 21:00	市部	0	0	0	0	0	0	0.00%
	郡部	0	0	0	0	0	56,575	0.00%
	計	0	0	0	0	0	179,761	0.00%
2 22:00	市部	1,200	4,500	5,300	2,300	13,300	123,186	10.80%
	郡部	1,100	7,850	9,850	2,450	21,250	56,575	37.56%
	計	2,300	12,350	15,150	4,750	34,550	179,761	19.22%
3 22:30	市部	4,535	34,002	45,782	16,196	100,515	123,186	81.60%
	郡部	1,963	14,778	19,933	5,243	41,917	56,575	74.09%
	計	6,498	48,780	65,715	21,439	142,432	179,761	79.23%
4 23:00	市部	5,703	41,716	55,956	18,483	121,858	123,186	100.00%
	郡部	2,043	17,538	25,378	5,422	50,381	56,575	89.05%
	計	7,746	59,254	81,334	23,905	172,239	179,761	95.82%
5 23:30	市部	5,703	41,716	55,956	18,483	121,858	123,186	100.00%
	郡部	2,079	18,885	28,343	5,570	54,877	56,575	97.00%
	計	7,782	60,601	84,299	24,053	176,735	179,761	98.32%
6 23:50 (結了)	市部	5,703	41,716	55,956	18,483	121,858	123,186	100.00%
	郡部	2,117	19,364	28,784	5,640	55,905	56,575	100.00%
	計	7,820	61,080	84,740	24,123	177,763	179,761	100.00%

## 9 市町の開票開始・結了時刻に関する調

市町名	当日有権者数	開票開始時刻	開票結了時刻	開票所要時間
久留米市	184,656	21:20	22:58	1:38
大川市	33,476	21:10	22:40	1:30
小郡市	43,560	21:00	22:47	1:47
吉井町	13,891	21:00	22:37	1:37
田主丸町	16,927	21:00	23:50	2:50
浮羽町	13,667	21:00	22:42	1:42
※浮羽郡 計	44,485	21:00	23:50	2:50
北野町	13,800	21:00	22:17	1:17
大刀洗町	11,947	21:00	22:33	1:33
※三井郡 計	25,747	21:00	22:33	1:33
城島町	11,111	21:00	22:58	1:58
大木町	11,230	21:00	23:05	2:05
三瀬町	12,580	21:00	23:35	2:35
※三瀬郡 計	34,921	21:00	23:35	2:35
※6区市部 計	261,692	21:00	22:58	1:58
※6区郡部 計	105,153	21:00	23:50	2:50
※6区 計	366,845	21:00	23:50	2:50